



日本アメリカンフットボール審判協会関東審判部

発行人：塩崎 貫正 編集人：飯島秀男

1998.2.14 発行 97年度 第3号（通巻第20号）

FOA News No 20

97年のシーズンを終えて

塩崎 貫正

1月11日のカレッジボウルで97年のシーズンも終わり、恒例の納会を残すのみとなりました。今年度は、関東学生・社会人協会とも昨年度スタートした新しい制度、エリア・リーグ、Xリーグが2年目を迎え、軌道に乗せる努力が行われてきました。一方、私たち関東審判部でも、大きな変化にチャレンジしてきた1年でした。

2月に予定されていた役員の改選が4月へと遅れ、新しい理事会は、短い準備期間で総会を開催しなければならなくなりました。推薦された8人のうち、3人が入れ替わり、委嘱理事2人を新たに迎え、担当を変えたことにより、何もかも新しく始めることになりました。

2月（97年）の部員登録では、217人の方々が継続登録を済ませられましたが、ちょうどこの頃、昨年の機構改革・財政分科会で提案した、審判義務化の緩和策が採用され、加盟21年以上で2人、6年以上20年以下で1人となったため、インストラクタ委員会、リクルート委員会は、20人の新人を育てればと、ひと安心しました。ここ数年大量の新人を抱え（93年は、95人だった）、四苦八苦していた頃に比べると適正な人数を手厚く教育することが可能になりました。

2年ぶりに来日され、清里から駆けつけたルイスさんからは、川崎のゲームビデオを観ながら、細かい指導を受けることができました。

ここ数年大きくなった関東審判部の組織で、「ゲームをいっしょに担当するクルーの顔がゲーム当日まで分からない！」というようなことを解消するため、総務委員会では「顔写真のメンバー表」を作成しました。また、審判クルーのチームワークをより深めることを目的として、4年ぶりに「フットボールのふるさと」清里・清泉寮で合宿を再開しました。懇親会では開店したばかりの「ロック」で地ビール「タッチダウン」を楽しむ幸運にも巡り合いました。

次第に高度化するゲームに対応した審判技術を習得するために、夏のレフリークリニックでは、WFLでコーチの経験を持っておられる森 清之氏を講師に招き、より実践的な講義を受けることができました。8月には新しい情報の収集、教育システムを検討することを目的としてこちらも3年ぶりにテキサスのSFOAクリニックに伊藤副部長と佐藤（浩）教育担当理事を派遣しました。秋のクリニックからは、教育効果の観点から再び集中クリニックを採用することとし、遠隔地（大宮・藤沢・船橋）のみを残して機械振興会館でクリニックを実施しました。

毎年何件か発生し、その対策に苦慮していたゲームの穴あけについては、アサイメント委員会の努力で、個人別アサイン表を発行することに成功しました。今までアサイン表から自分の名前を探し出すことができずに発生していた「見落とし」もこれでなくなるものと考えています。

機構改革については、昨年の3つの分科会の答申を受け、実行レベルの検討を進めるため、他の分科会と合わせ、6つの分科会のキックオフを10月20日に行いました。この活動結果は1月24日に理事会へ答申が提出されました。理事会では今後答申結果を部員にフィードバックし、総会に諮る予定にしています。

今年1年、大過なくシーズンを終えたことを報告するとともに、98年度の一層の審判技術の向上と部員各位の活躍を期待しています。
(関東審判部長)

機構改革委員会報告

東 俊

さる1月24日(土)10:00より、日本アメリカンフットボール協会10階会議室において、6つの分科会から理事会に対して答申(案)の報告が行われました。以下に、担当メンバーと答申案の概要をご報告します。

この答申案は、今後理事会において検討され、必要な案件については、98年度総会に上程され、部員の皆さんの審議を受けることになります。(文中敬称略)

1. 財政分科会

- (1) 担当理事：廣瀬
- (2) 担当メンバー：國崎、嶋崎、佐藤昌、加々美、根岸
- (3) 発表者：加々美
- (4) 答申内容：
 - ①収入確保案の提案
 - ②ゲームフィー／交通費算出の考え方
 - ③運営費の削減案

2. 資格制度分科会

- (1) 担当理事：佐藤浩
- (2) 担当メンバー：馬島、杉本、籠崎、矢内、阿部専、田村芳、内藤、宮島、森井、安川
- (3) 発表者：内藤
- (4) 答申内容：
 - ①C級、B級、A級、S級、SS級の5資格で編成
 - ②C級をC2、C1、C0に分割して育成と連動させる
 - ③専任ポジション制の見直し
 - ④その他、昇格評価方式、定年制等前回の答申内容について個々具体的に検討を加え、提案

3. 海外研修分科会

- (1) 担当理事：佐藤浩
- (2) 担当メンバー：伊東義、田口、田村俊、七久保
- (3) 発表者：佐藤浩
- (4) 答申内容：
 - ①海外研修の行き先検討案→SFOAが有力
 - ②海外研修の対象者の条件
 - ・英語能力
 - ・ルール、メカニックに対する十分な知識と理解
 - ・審判員としての一定以上の経験、資格
 - ③予算
 - ④一般公募型の海外研修の可能性
 - ⑤講師招聘という形式の検討

4. 登録資格分科会

- (1) 担当理事：飯島

(2) 担当メンバー：茂出木、田村光、松浦、富田、玉崎

(3) 発表者：玉崎

(4) 答申内容：

①審判員登録に関するチーム関係者の定義

②審判員を広く外部に求めることの妥当性→積極的に門戸を解放して規模を拡大する必要はない

③計時員の登録については公募を検討

④審判の資格と登録制度の切り離しの提案、審判資格保有者の増加促進と有償化の検討

5. 組織分科会

(1) 担当理事：佐藤繁、田中淳

(2) 担当メンバー：相馬、沼崎、増田、神谷、芝田、大野

(3) 発表者：佐藤繁

(4) 答申内容：ブロックリーダーの選出方法、任期、役割について

①選出方法：各ブロック内で互選。方法もブロック内で決定

②任期：1期2年、最長2期。定員2人、1人ずつ隔年選出

③役割：ブロック内の意見の吸収、連絡役。理事とのパイプ役、ブロック内の新人の相談窓口

④リーダー会は不定期に、年1～2回開催

⑤会則に規定を盛り込む

6. 選挙制度分科会

(1) 担当理事：佐藤繁、田中淳

(2) 担当メンバー：中尾、菅野、伊藤茂、角田、横野、石島、森

(3) 発表者：森

(4) 答申内容：

①選挙管理委員会の新設：各ブロック、ブロックリーダー+1～2人で構成

②理事会業務内容の紹介の必要性：業務内容の理解促進

③予備選挙の実施：ブロック毎3人の理事候補を選出

④理事選挙の実施

⑤投票・開票方式

(機構改革担当理事)

97年度シーズンのケーススタディ

佐藤 浩行

納会の出欠 Fax などでも送られてきたケースの中から主なものの回答を掲載します。具体的なことは、3月のクリニックで確認したいと考えています。

【ケース1】

最近、関西では京大、関東では中大などが行っているボックスのモーション（スナップ直前にオプションのピッチマンになるようなコースに出る）がプレーとして認知されているせいか、DLがチャージしないため、反則になるケースが少ないが、あまりにもオフェンスに有利なのは？逆にDLがそのためにオフサイドになっているケースが今シーズン何回かあったが、審判部としてはどう考えているのか？もちろん、その時のジャッジにより判定するのですが、それを利用したオフェンスの行為であれば、やはり不正ではないでしょうか。

【ケース1・回答】

プレーヤーのモーションに関しては7-1-5-bで『スムーズでリズムカルなシフト、あるいは急激でないモーションは違反ではない。しかし、スナップの前にシフトやモーションをする攻撃側のプレーヤーは、その動き

がプレーの開始と紛らわしくないようにする責任がある』とはっきり書いてあります。従って、その『モーションをするプレーヤーの動きがプレーの開始と紛らわし』ければ7-1-3-a-4-(b)にあるような『プレーの開始に類似するシフトや動き』に相当すると思います。つまり、虚偽のスタートです。また、その動きにつられて、ニュートラルゾーンに入ってしまった守備側のプレーヤーの行為については、7-1-3-a-5-(注)で『この違反によって引き起こされた相手側のオフサイドの反則は取り消される』となっています。蛇足ですが「虚偽のスタート」では、ホイッスルを吹いてください。

【ケース2】

オフェンスバックが1秒間静止しなかった場合、フランカーも含め、イリーガルシフト、イリーガルモーション、フォルススタート、年配の方はバックフィールドインモーション等のシグナルを出しますが、この場合はこうとはっきりさせた方がよいと思います。

【ケース2・回答】

7-1-5(シフトプレー)-aで『ハドルやシフトに続いてスナップがある場合、攻撃側の全プレーヤーは、ボールがスナップされる前の少なくとも1秒間は足、胴体、頭、および腕を動かさずに、完全に停止し、その位置で静止していなければならない』とあります。これによって『1秒の静止』が必要になるのですから『不正なシフト』です。

【ケース3】

プレーヤーの傾向について、特に上位のリーグの選手が、スペアリングが酷くなっていると思います。(反則として取られてはいませんが)これは、コーチングスタッフにも責任はあると思うのですが、シーズン後半のテ

レビ中継がある大きな試合でスペアリングが散見されるのは問題だと思います。

【ケース3・回答】

スペアリングの定義は『相手を強打する目的でヘルメットを故意に使用すること』です。ヘルメットが当たっているものが全てスペアリングというわけではありません。ただ、スペアリングとして反則をコールすべきものがコールできていないケースはまああるでしょう。9-1のパーソナル・ファウルの中には、1.からn.までの3項目で、くどいほど『ヘルメットで故意に相手に当たる行為』を禁じています。そのことを再認識しなければなりません。

(教育担当理事)

<部員短信>

結婚おめでとう！！

伊藤幸正(F) 12月7日

ご冥福をお祈りします

鈴木登志夫(F) 実父 12月12日

小原 正敬(D) 実母 1月21日

【編集後記】

・今年度第3号をお届けします。納会が過ぎればあつという間に春シーズン。体調を万全に98年度を迎えましょう

・次号は、98年度第1号となります。月並みなお願いですが、ご投稿よろしく願います。

編集委員：森 賢

10-999-7000 (FAX)

花岡静夫

飯島秀男